

令和6年11月13日

大正製薬株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、大正製薬株式会社に対し、同社が供給する「NMN t a i s h o」と称するサプリメントに係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第3号（ステルスマーケティング告示）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 大正製薬株式会社（以下「大正製薬」という。）
（法人番号 4013301006867）

所 在 地 東京都豊島区高田三丁目24番1号

代 表 者 代表取締役 上原 茂

設立年月 昭和3年3月

資 本 金 298億3789万2018円（令和6年11月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

「NMN t a i s h o」と称するサプリメント（以下「本件商品」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

「大正製薬ダイレクトオンラインショップ」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）

(イ) 表示期間

令和6年4月3日及び同月19日から同年5月22日までの間

(ウ) 表示内容（別紙）

第三者に対し、本件商品の無償提供及び対価の提供を条件に、本件商品に関して「Instagram」と称するSNS（以下「Instagram」という。）に投稿を依頼したことなどによって当該第三者が投稿した表示について、一部を抜粋して、令和6年4月3日及び

同月19日から同年5月22日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「Instagramで注目度上昇中」、「品質にこだわりたい方には特許処方の大正製薬『NMN t a i s h o』」、「XXXXXXXXXX様」、本件商品を持つ人物の画像及び「いくつになっても自分らしく、“今が最高”と思える生き活きとした日々を過ごしていきたいですね！」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示していたことから、大正製薬は、本件商品に係る同表「表示内容」欄記載の表示内容の決定に関与しているものであり、当該表示は、大正製薬が自己の供給する本件商品の取引について行う表示（以下「事業者の表示」という。）であると認められる。

イ 前記アの表示は、第三者が投稿した表示について、大正製薬が当該第三者に対して依頼した投稿であることを明らかにしておらず、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められないことから、当該表示は、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件商品の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあるものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表

表示内容

- ・「Instagramで注目度上昇中」及び「品質にこだわりたい方には特許処方の大正製薬『NMN taisho』」
- ・「XXXXXXXXXX様」、本件商品を持つ人物の画像及び「いくつになっても自分らしく、“今が最高”と思える生き活きとした日々を過ごしていきたいですね！」
- ・「XXXXXXXXXX様」、本件商品の画像及び「原料から製造まで徹底管理されてる国内製造！！体に入れるものは安心できるものが良いよね！」
- ・「XXXXXXXXXX様」、本件商品の画像及び「1日目安3粒ずつの個包装になっているので衛生的でとても便利！」

別紙

大正製薬 が年齢に負けない人生を応援

NMN taisho

NMN純度 **99%** 以上!

1箱あたり **250mg** × **30日分** NMN配合!

こだわりの **特許処方!**



＼ 定期購入なら初回半額! /

ご購入はこちら →

一生、“今が最高”だと思えるように。

いくつになっても、やりたいことに挑戦できる。
いくつになっても、キレイな自分を好きでいられる。

年齢なんて気にせずに、自分らしく生き活きと“最高の今”を過ごせたら、
人生は素敵なものになると、私たちは信じています。

だから「NMN taisho」で、
この先の“今”を楽しむ人たちを支えたい。

健康と美に100年以上向き合ってきた私たちの、新たな取り組みです。

大正製薬が、人生100年時代を本気で考えました。

NMN taishoは、
NMNだけじゃない。

若々しい人生を
サポートする成分配合!

レスベラトロール

ポリフェノールの一種
ブドウの果皮などに
含まれる物質

ザクロエキス

健康や美容に
嬉しい注目の成分

NMN + レスベラトロール + ザクロエキス

を配合した

大正製薬の特許処方!

他にも嬉しいポイントが!

POINT 1

純度99%以上!
最高峰の品質をお届け!



POINT 2

持ち運びやすい個包装!
旅行やお出かけの際も便利!



1日(3粒)目安

POINT 3

日本国内で製造!
原料から製造まで徹底管理!



第三者機関※にて分析試験済み

※一般財団法人日本食品分析センター



📷 Instagramで注目度上昇中📈

品質にこだわりたい方には
特許処方の大正製薬「NMN taisho」



※在庫には限りがございますので、お早めにお買い求めください。

いつまでも自分らしく、
生き活きと過ごせる毎日へ。



NMN taisho

90粒 (30日分目安)

通常価格 **32,184円(税込)**



定期購入で...

初回
50%
OFF

16,092円(税込)

いつでも、休止・解約可能！

＼ **50%OFF**でお得に購入！ /

ご購入はこちら



2回目以降は、**15%OFF**！

※初めてご購入の方、お一人様1回限り 1日3粒目安30日分 (90粒)

※上記定期コースについて、初回は税込16,092円、2回目以降は税込27,356円となり初回と同じ数量でのお届けになります。定期購入について[詳細はこちら](#)

「まずは1回だけ購入したい」という方はこちら

通常価格 **32,184円(税込)**

ご購入はこちら



原則として商品お届け日から8日以内までお電話にて返品可 (送料お客様負担) [詳細はこちら](#)

※以下の場合、お客様都合による返品は不可

- ・セットで購入された商品 (セット販売品) の一部のみ返品
- ・商品ご開封後の返品

割引や特典についての[詳細はこちら](#)

定期お届けコースは、その都度ご注文いただくなくても、解約の申し出がない限り、商品を継続してお届けするコースです。

変更・お休み・解約の場合はWEBにて、次回お届け日の10日前までにお手続きください。

こんな方におすすめです

- 年齢を重ねても毎日を楽しみたい
- 長い人生、いつまでも健康でありたい
- 毎日、鏡を見ることを楽しみにしたい
- 軽やかに、健やかに、若々しく過ごしたい



大正製薬の「NMN taisho」がおすすめですよ

NMNとは？

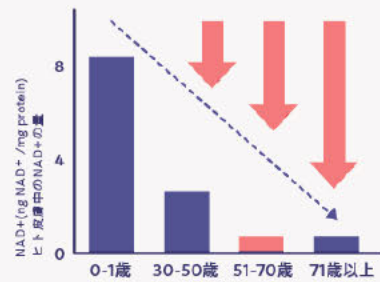
NMNとは 年齢に負けない人生のカギとなるもの！

体内にはNAD（ニコチンアミドアデニンジヌクレオチド）と呼ばれる物質があります。

ですが、このNADは年齢を重ねるごとに減少してしまいます。そこで注目されたのが、NMN。

NMNは体内でNADに変換されるため、次世代成分として世界中で研究されています。

加齢とNADの関係



出典：Hassina Met al. PLoS One. 2012;7(7): e42357.より改変

そして、NMNと合わせて若々しい毎日に
重要とされているのが…

レスベラトロール

レスベラトロールは、ポリフェノールの一種で、サンタベリーやブドウ、ピーナッツの渋皮などに含まれています。
レスベラトロールは若々しさをサポートする成分として、現在注目を集めています。

1日に必要なNMN(250mg)[※]やレスベラトロール(25mg)を
食事で摂ろうとすると…

※1日摂取目安量

NMN



※Cell Metab. 2016 Dec 13;24(6):795-806.を元に当社計算

レスベラトロール



食事で摂取するのは難しい。

ですが…

皆様には、これから先も“今”を楽しんでいただきたい。

そんな思いから

NMN taisho

は誕生しました。

NMN taishoのこだわり

1

人生100年時代を考え たどり着いた特許処方

NMN taishoには、皆様にさらなる若々しさをご提供する
ために、様々なサポート成分を配合しています。中
でも、若々しく健康な毎日にうれしいレスベラトロール
やザクロエキスを配合しているのがポイントです。



2

高品質の純度99%以上

サポート成分だけでなく、NMNそのものにももちろん
こだわっています。NMN純度は99%以上。
厳選された原料を使用し、高品質で安心な製品を製造
しています。

3

持ち運びに便利な個包装

無理せずに継続していただけるように、カプセルはい
つでもどこでも飲める個包装にしています。
1日分(3粒目安)ごとに個包装されているので、旅行や
お出かけの際も便利です。



4

こだわりの国内製造

創業から100年以上、お客様の健康や美容と向き合い続
け、培ってきたからこそその知見と技術を活かして製造。
高品質な製品をご提供しています。

開発担当者が語るNMN taishoのこだわり



大正製薬は生活者の皆様が、いかに健康に過ごせるか、日々考えてまいりました。私自身も開発者として、常に新しいことにチャレンジしてきました。この「NMN taisho」は、いつまでも健康であるために、新しいことにチャレンジし続ける皆様に、ぜひ生活の中に取り入れてほしい商品です。

今、話題の素材「NMN」だけではなく、同じく若々しい毎日を過ごすために嬉しいレスベラトロール、エラグ酸、ビタミンB1、B2、B6を配合し、3粒に凝縮しました。それを、「毎日、よりよいものを、続けやすく」をテーマに1袋ずつ、個包装にしています。

大正製薬として長年の研究の中でたどり着いたこの商品、自信をもってお届けいたします。

※在庫には限りがございますので、お早めにお買い求めください。

年齢に負けない人生を。



NMN taisho

90粒 (30日分目安)

通常価格 ~~32,184円~~(税込)



定期購入で...

初回
50%
OFF

16,092円(税込)

いつでも、休止・解約可能！

＼ 50%OFFでお得に購入！ /

ご購入はこちら



2回目以降は、15%OFF！

※初めてご購入の方、お一人様1回限り 1日3粒目安30日分(90粒)

※上記定期コースについて、初回は税込16,092円、2回目以降は税込27,356円となり初回と同じ数量でのお届けになります。定期購入について詳細はこちら

「とりあえず3ヵ月だけ試してみようかな」という方はこちら

お得に買える！3箱セット！

※3ヵ月分



通常価格 **96,552円(税込)**



初回 **10% OFF** 特別価格 **86,897円(税込)**

ご購入はこちら →

「まずは1回だけ購入したい」という方はこちら

通常価格 **32,184円(税込)**

90粒 (30日分目安)

ご購入はこちら →

原則として商品お届け日から8日以内までお電話にて返品可（送料お客様負担）[詳細はこちら](#)

※以下の場合、お客様都合による返品は不可

- ・セットで購入された商品（セット販売品）の一部のみの返品
- ・商品ご開封後の返品

[割引や特典についての詳細はこちら](#)

定期お届けコースは、その都度ご注文いただくなくても、解約の申し出がない限り、商品を継続してお届けするコースです。

変更・お休み・解約の場合はWEBにて、次回お届け日の10日前までにお手続きください。

Q&A

よくあるご質問

どんな人にオススメですか？



何歳ぐらいから始めるのが良いですか？



1日の摂取量はどのくらいですか？



アレルギー物質は入っていますか？



遺伝子組み換え原料は使用していますか？



妊娠中や授乳中に飲んでも大丈夫ですか？



商品情報

商品名	NMN taisho
名称	NMN含有加工食品

原材料名	でん粉分解物（国内製造）、NMN、ザクロ抽出物、ブドウ果皮抽出物/HPMC、ステアリン酸Ca、微粒酸化ケイ素、V.B6、ゲル化剤（ジェラン）、V.B1、V.B2、着色料（酸化チタン）																								
栄養成分表示 [3粒(1.047g)当たり]	<table> <tr> <td>エネルギー</td> <td>4.0kcal</td> </tr> <tr> <td>たんぱく質</td> <td>0.15g</td> </tr> <tr> <td>脂質</td> <td>0.04g</td> </tr> <tr> <td>炭水化物</td> <td>0.75g</td> </tr> <tr> <td>食塩相当量</td> <td>0~0.01g</td> </tr> <tr> <td>ビタミンB1</td> <td>5.0mg</td> </tr> <tr> <td>ビタミンB2</td> <td>5.0mg</td> </tr> <tr> <td>ビタミンB6</td> <td>5.0mg</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>NMN</td> <td>250mg</td> </tr> <tr> <td>レスベラトロール</td> <td>25mg</td> </tr> <tr> <td>エラグ酸</td> <td>100mg</td> </tr> </table>	エネルギー	4.0kcal	たんぱく質	0.15g	脂質	0.04g	炭水化物	0.75g	食塩相当量	0~0.01g	ビタミンB1	5.0mg	ビタミンB2	5.0mg	ビタミンB6	5.0mg	<hr/>		NMN	250mg	レスベラトロール	25mg	エラグ酸	100mg
エネルギー	4.0kcal																								
たんぱく質	0.15g																								
脂質	0.04g																								
炭水化物	0.75g																								
食塩相当量	0~0.01g																								
ビタミンB1	5.0mg																								
ビタミンB2	5.0mg																								
ビタミンB6	5.0mg																								
<hr/>																									
NMN	250mg																								
レスベラトロール	25mg																								
エラグ酸	100mg																								
内容量	31.41g (1.047g×30袋)																								
保存方法	高温、多湿及び直射日光を避けて保存してください。																								
販売者	大正製薬株式会社 東京都豊島区高田3丁目24番1号																								
加工所	株式会社エフアイコーポレイション 岐阜県羽島郡岐南町若宮地3丁目182																								

PAGE TOP ▲

お問い合わせ | サイトマップ | 特定商取引法に基づく表示 | 個人情報の取扱いについて | ご利用規約

大正製薬株式会社 | [製品情報ページ](#) | [大正製薬ホームページ](#)

© Taisho Pharmaceutical Co., Ltd.

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令（以下「措置命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。
- 3 措置命令は、措置命令書の謄本を送達して行う。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若し

くはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(権限の委任等)

第三十八条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十四条 法第三十八条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十二條第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

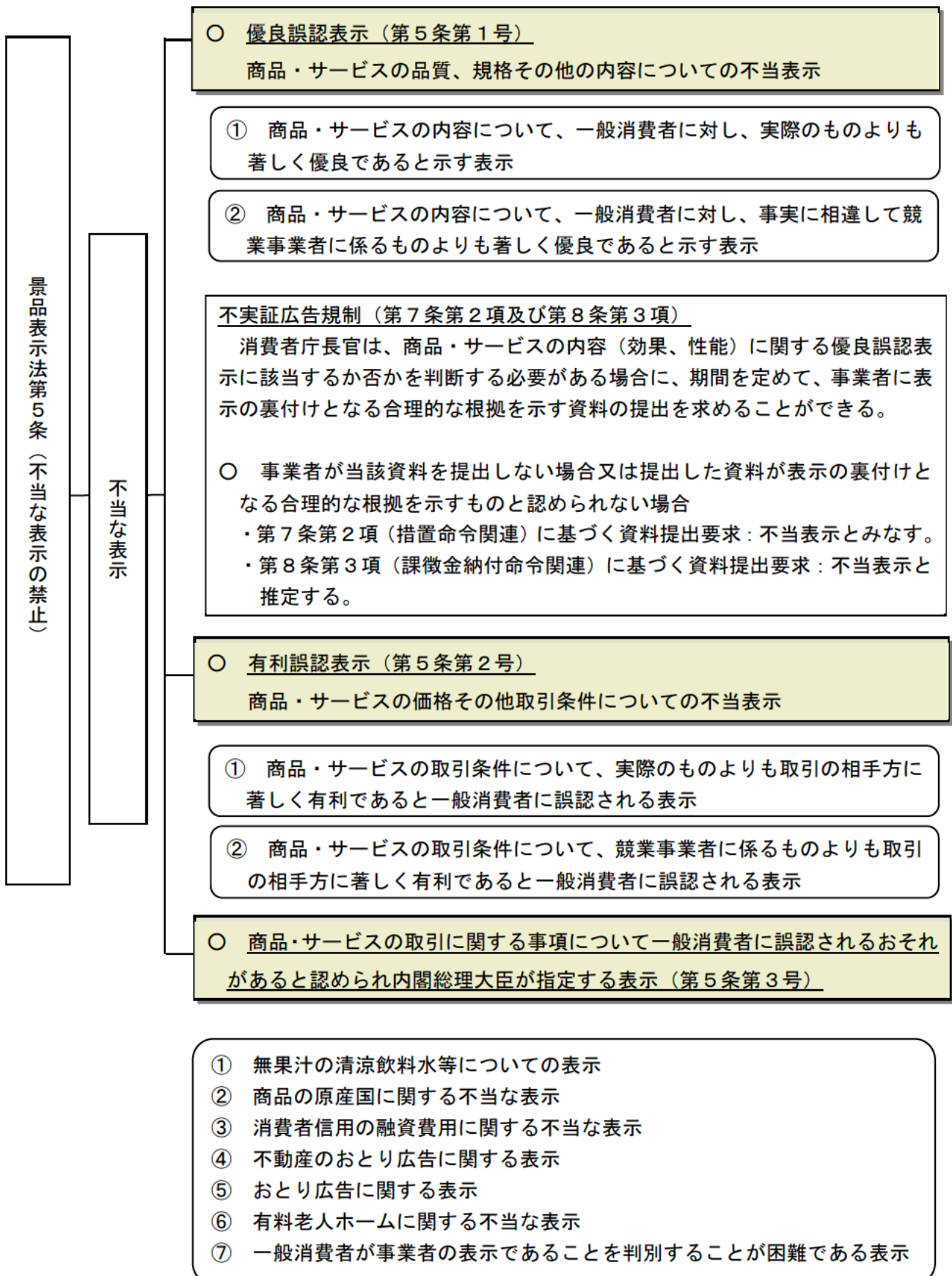
第十五条 法第三十八条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十五条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

○ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

(令和五年内閣府告示第十九号)

事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの

景品表示法による表示規制の概要



※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1034号
令和6年11月13日

大正製薬株式会社
代表取締役 上原 茂 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「NMN t a i s h o」と称するサプリメント（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第3号の規定に基づく「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」（令和5年内閣府告示第19号）に該当する不当な表示を行っていたので、景品表示法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、第三者に対し、本件商品の無償提供及び対価の提供を条件に、本件商品に関して「Instagram」と称するSNS（以下「Instagram」という。）に投稿を依頼したことなどによって当該第三者が投稿した表示について、一部を抜粋して、令和6年4月3日及び同月19日から同年5月22日までの間、「大正製薬ダイレクトオンラインショップ」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、例えば、「Instagramで注目度上昇中」、「品質にこだわりたい方には特許処方の大正製薬『NMN t a i s h o』」、「XXXXXXXXXX様」、本件商品を持つ人物の画像及び「いくつになっても自分らしく、「今が最高」と思える生き活きとした日々を過ごしていきたいですね！」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示していたことから、当該表示は、貴社が自己の供給する本件商品の取引について行う表示（以下「事業者の表示」という。）であると認められること。

(イ) 前記(ア)の表示は、第三者が投稿した表示について、貴社が当該第三者に対して

依頼した投稿であることを明らかにしておらず、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められないことから、当該表示は、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであったこと。

イ 前記アの表示は、事業者の表示であって、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められるものであって、本件商品の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあるものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、自己の供給する商品の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 大正製薬株式会社（以下「大正製薬」という。）は、東京都豊島区高田三丁目24番1号に本店を置き、医薬品、医薬部外品等の製造販売業等の事業を行う事業者である。
- (2) 大正製薬は、本件商品を自ら一般消費者に提供している。
- (3)ア 大正製薬は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、第三者に対し、本件商品の無償提供及び対価の提供を条件に、本件商品に関してInstagramに投稿を依頼したことなどによって当該第三者が投稿した表示について、一部を抜粋して、令和6年4月3日及び同月19日から同年5月22日までの間、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「Instagramで注目度上昇中」、「品質にこだわりたい方には特許処方の大正製薬『NMN t a i s h o』」、「XXXXXXXXXX様」、本件商品を持つ人物の画像及び「いくつになっても自分らしく、“今が最高”と思える生き活きとした日々を過ごしていきたいですね！」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示していたことから、大正製薬は、本件商品に係る同表「表示内容」欄記載の表示内容の決定に関与しているものであり、当該表示は事業者の表示であると認められる。

イ 前記アの表示は、第三者が投稿した表示について、大正製薬が当該第三者に対して依頼した投稿であることを明らかにしておらず、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められないことから、当該

表示は、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当するものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、大正製薬は、事業者の表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第5条第3号の規定に基づく「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none">・「Instagramで注目度上昇中」及び「品質にこだわりたい方には特許処方の大正製薬『NMN t a i s h o』」・ ██████████ 様、本件商品を持つ人物の画像及び「いくつになっても自分らしく、“今が最高”と思える生き活きとした日々を過ごしていきたいですね！」・ ██████████ 様、本件商品の画像及び「原料から製造まで徹底管理されてる国内製造！！ 体に入れるものは安心できるものが良いよね！」・ ██████████ 様、本件商品の画像及び「1日目安3粒ずつの個包装になっているので衛生的でとても便利！」 <p style="text-align: right;">(別添写し)</p>